

平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted Name and Address]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな耐震工事の実施を求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな耐震化工事の実施を求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（ $I_s$  値）は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準0.46、文部科学省が示す基準0.47を著しく下回っている。しかも、0.3未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

よって、同校の主要建物について、速やかな耐震化工事の実施を求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted Name and Address]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな建て替えを求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校の主要建物について、速やかな建て替えの実施を求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標 (Is 値) は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準0.06、文部科学省が示す基準0.07を著しく下回っている。しかも、0.3未滿では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

よって、同校の主要建物について、速やかな建て替えの実施を求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted Name and Address]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の主要建物について、耐震工事や建て替えの措置が講じられるまでの間、構造耐震指標（I s 値）が 0.3 を下回る部分への生徒の立ち入りを禁止することを求める  
請願書

1 要旨

県立奈良高等学校の主要建物について、耐震工事や建て替えの措置が講じられるまでの間、構造耐震指標（I s 値）が 0.3 を下回る部分への生徒の立ち入りを禁止することを求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（Is 値）は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準0.06、文部科学省が示す基準0.07を著しく下回っている。しかも、0.3未滿では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

よって、同校の主要建物について、耐震工事や建て替えの措置が講じられるまでの間、構造耐震指標（I s 値）が 0.3 を下回る部分への立ち入りを禁止することを求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校について、耐震化を先送りにしてきた教育長の意思決定の理由及びその根拠に関する説明を求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校について、耐震化を先送りにしてきた教育長の意思決定の理由及びその根拠に関する説明を求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標 (Is 値) は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準0.06、文部科学省が示す基準0.07を著しく下回っている。しかも、0.3未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

教育長は、生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項に該当する状態に対し、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じてこなかった。また、指針では危険性の高い施設から補強又は改築を行うものとされているにもかかわらず、他校における進捗状況と比較しても、同校の耐震化を放置してきたという差別は明らかである。

よって、同校について、耐震化を先送りにしてきた教育長の意思決定の理由及びその根拠に関する説明を求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted content]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校について、在校生及びその保護者等に対して、その主要建物の耐震性に関する情報を速やかに提供することを求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校について、在校生及びその保護者等に対して、その主要建物の構造耐震指標（Is 値）等の客観的指標を用いて、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある旨など、耐震性に関する情報を速やかに提供することを求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（Is 値）は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準0.06、文部科学省が示す基準0.07を著しく下回っている。しかも、0.3未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にある。

よって、同校について、在校生及びその保護者等に対して、その主要建物の構造耐震指標（Is 値）等の客観的指標を用いて、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い旨など、耐震性に関する情報を速やかに提供することを求める。

3 その他

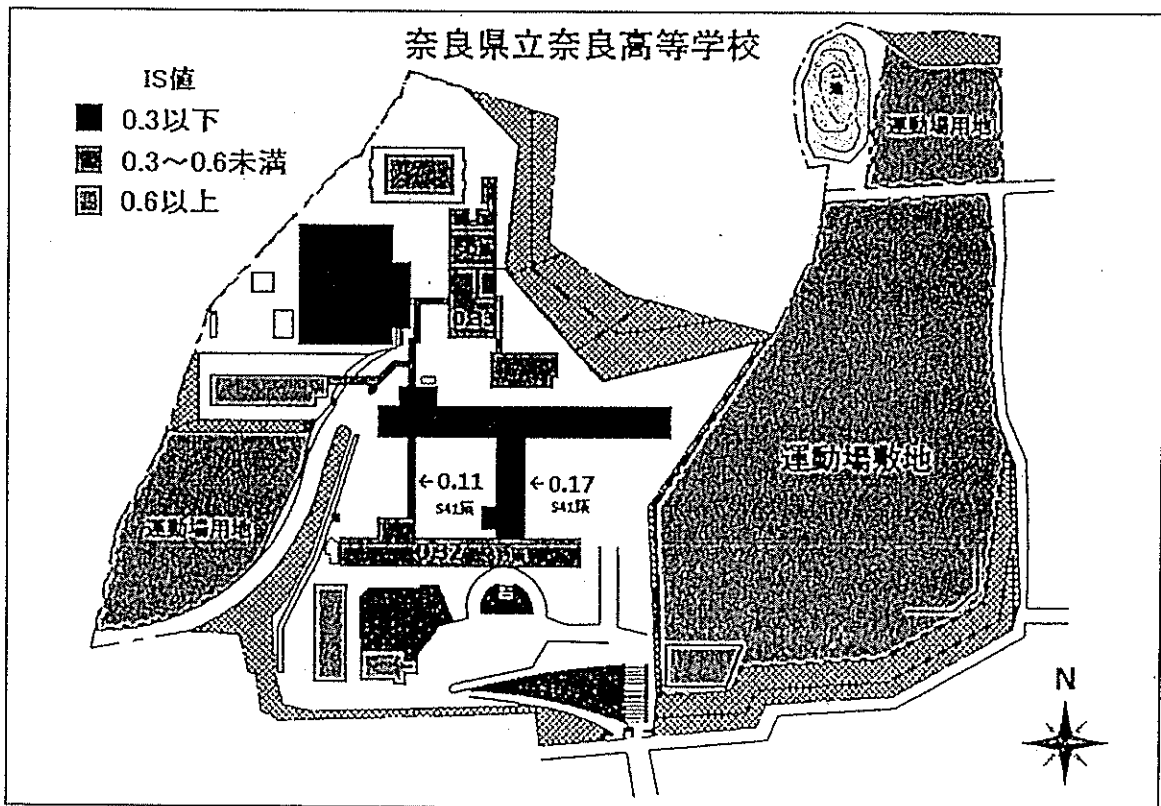
請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



別紙

奈良県立奈良高等学校建物別 I s 値

建物名	I s 値
管理特別教室棟（南棟）	0.32
管理教室棟	0.17
普通特別教室棟（北棟東側）	0.17
普通特別教室棟（北棟西側）	0.28
校舎棟の一部（渡り廊下）	0.11
格技場	0.33
屋内運動場（体育館）	0.05



I s 値（平成 7 年建設省告示第 2089 号及び文部科学省が定める耐震性能基準による整理）

Is 値 < 0.3	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
0.3 < Is 値 < 0.7	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
0.7 < Is 値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

教育委員会会議規則の規定等を順守されていない理由の説明を求める請願書

1 要旨

教育委員会会議規則の規定等を順守されていない理由の説明を求める。

2 趣旨及び理由

教育委員会会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される法定の会議であり、議事運営については、同法に定めるもののほか、同法第16条の規定により委任を受けた教育委員会会議規則により定められる。また、地方自治法第2条第16項及び第17項には、法令等を順守すべきこと及び違反した行為は無効であることが規定されている。

しかしながら、教育委員会の議事録によれば、法規に違反する手続が散見される。教育委員会としては、法定された行為に関して説明責任を負うことは当然である。よって、教育委員会会議規則の規定等を順守されていない理由の説明を求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたい、陳述することのできる機会を設けることを求める。



平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted content]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

教育委員会会議規則の規定と議事録の内容との整合性を調査し、その結果の公表を求める  
請願書

1 要旨

教育委員会会議規則の規定と議事録の内容との整合性を調査し、その結果の公表を  
求める。

2 趣旨及び理由

平成30年4月から5月までにかけて開催された教育委員会の議事録によれば、奈良  
県教育委員会会議規則の規定との整合性が取れていない。合議体としての教育委員会  
の議決は法規により規定されている事項であることから、それに違反した手続には重  
大かつ明白な瑕疵があるというべきであり、無効である。

会議規則を順守すべきことは当然であり、その会議の議長を務める教育長の責任は  
重大である。

「県立高等学校適正化実施計画」は県民の重大な関心事であり、次世代を担う若者  
たち各個の人生を左右するものである。それらが法規に違反した手続により決定され  
ていることは、決して放置すべきではない。

よって、教育委員会会議規則の規定と議事録の内容との整合性を調査し、その結果  
の公表を求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求め  
る。





平成30年 8月20日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西の京高等学校など、事実上閉校することとされている高等学校について、教育長自身による保護者及び関係者への説明会の実施を求める請願書

1 要旨

平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西の京高等学校など、事実上閉校することとされている高等学校について、教育長自身による保護者及び関係者への説明会の実施を求める。

2 趣旨及び理由

「県立高等学校適正化実施計画」について、教育長は説明に努めると発言しながら、未だに関係者に対する説明すら行っていない。関係者からの苦情によれば、なぜ教育長は説明責任を果たすことなく逃げてばかりなのかなどという内容が多い。現状の説明状況を放置することは、<sup>説明</sup>責任の放棄であり、関係者からは速やかに教育長自身による説明会の実施が求められている。当然ながら現在の計画には疑問が尽きず、多くの質問が予想されるが、全て責任を持って回答しなければならず、教育行政事務執行者トップとしての矜持を持ち、その責務を果たさなければならない。

民主主義における施策の実現には時間を要するものであり、その現実を無視して行政都合に陥っては県民の不信を招来し、関係者の思いを傷つけるものである。

「県立高等学校適正化実施計画」に関連して教育委員会への不信感が日々増す中、未だに教育長からの説明は行われていない。教育行政における改革は斬新的な進め方が求められるものであることは法理としても明らかにされているところであるが、教育委員会の行っている過程は県民からは真逆の行為に映っている。密室での意思決定に固執するのではなく、多大な疑義を素直に受け止め、それに対する誠意ある行動は地方自治の目指すべきところである。日々進歩してきた地方自治制度を歪曲することは許されない。

よって、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西の京高等学校など、事実上閉校することとされている高等学校について、教育長自身による保護者及び関係者への説明会の実施を求める。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。



